

市民税・県民税の申告

📞 税務課市民税係 ☎ 30-6140 📠 22-1398

<申告受付日程>

月日	会場	受付時間
2月19日(金)	高宮地域文化センター	9:00~12:00 13:00~16:00
2月24日(水) 2月25日(木)	みずほ文化センター	
3月3日(水) 3月4日(木)	農村環境改善センター (グリーンピアひこね)	13:00~16:00
3月10日(水)	鳥居本地区公民館	

※上記会場にご来場の際は、スリッパをお持ちいただけますよう、ご協力をお願いします。

月日	会場	受付時間
2月16日(火) ~ 3月15日(月)	税務課 申告会場 (彦根駅西口 仮庁舎4階)	9:00~12:00 13:00~16:00

※税務課申告会場では、2月19日(金)、同24日(水)、同25日(木)、3月3日(水)、同4日(木)は実施しませんので、他の会場をご利用ください。

ご注意ください

※三密回避のため、今年度は上の日程表のとおり、会場と日程が一部変更となります。
※土・日曜日、祝日は受付できません。

郵送での申告にご協力ください

彦根市ホームページの「市県民税申告書作成および来年度税額の試算コーナー」で、画面の案内に従って金額などを入力すると申告書が作成できます。申告書と添付資料を郵送で提出いただければ、申告会場へお越しただけで必要はありません。



期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。期間前でも受付できますので、早めに申告をお済ませください。

※彦根市ホームページの「彦根市役所の窓口混雑状況」で申告会場の混雑状況をご確認いただけます。

窓口混雑状況▶



●所得税および復興特別所得税（以下、所得税）の確定申告（10ページをご覧ください）をする人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

●年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、税務署開設の申告会場（商工会議所4階）で申告をお願いします。

- ▶ 所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶ 譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある人
- ▶ 青色申告をする人、事業収入が多額である人
- ▶ 初めて事業所得を申告する人
- ▶ 税務署から申告書が送付された人
- ▶ 住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
- ▶ 準確定申告（お亡くなりになった人の申告）をする人
- ▶ 過年分の申告（令和元年以前の申告）をする人

事前に作成が必要なもの

- ▶ 【営業・農業・不動産所得がある場合】収支内訳書
- ▶ 【医療費控除を受ける場合】医療費控除の明細書

申告に必要なもの

- ▶ 申告のご案内 ▶ 令和2年中の所得が明らかになる書類（源泉徴収票、支払調書など）
- ▶ 営業・農業・不動産所得の収支内訳書
- ▶ 所得控除の対象となるものに関する書類（医療費控除の明細書、雑損控除の対象となる各種領収書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など）
- ▶ 配偶者（特別）控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▶ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ▶ マイナンバー本人確認書類

●手指の消毒・マスクの着用をお願いします。 ●筆記用具や計算器具などではできる限りお持ちください。
※会場内の三密を回避するため、入場制限を行う場合や、受付を早めに終了する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報は、お問い合わせください（発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いいたします）。

所得税・復興特別所得税の確定申告

📞 彦根税務署（立花町） ☎ 22-7640 【自動音声案内】

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付するしくみになっています。

確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることがあります。

申告書作成・提出会場は彦根商工会議所4階

🕒 2月16日(火)~3月15日(月)（土・日曜日・祝日を除く）
9:00~16:00

📍 彦根商工会議所4階（中央町）

※彦根税務署には申告書作成会場はありません。

※会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。

※入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

※会場の混雑状況により、早めに相談受付を終了することがあります。

※彦根税務署では、作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の交付のみを行います。

基礎控除に関する改正

▶ 令和2年分の確定申告から、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

▶ 基礎控除の改正に伴い、給与所得控除や公的年金等控除が改正されています。

※控除額など、詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

医療費控除の領収書は提出不要

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書に代わり、医療費控除の明細書の添付が必要になりました。※医療費控除の明細書を添付して申告した場合、領収書は5年間保存してください。

添付資料・住民税に関する事項

源泉徴収票などの第三者作成書類は、添付を省略し、確定申告書に内訳を記載することとなりました。住民税に関する事項欄を含め記入漏れがないよう、ご注意ください。記入がない場合、住民税の計算で控除などの適用が受けられない場合があります。

申告書の作成は国税庁ホームページで

▶ ID・パスワードの取得で申告手続きがより便利に

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、ID・パスワード方式を利用して「e-Tax」で送信すれば、申告が完了します（これまで必要だったマイナンバーカードやICカードリーダーは不要です）。

IDとパスワードは、税務署職員と対面での本人確認後に発行します。運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、近くの税務署までお越しください。

▶ ID・パスワードを利用するとスマートフォンからの申告も便利

給与所得・雑所得・一時所得で、医療費控除や寄附金控除などの各種控除を適用して申告する場合など、スマートフォン専用画面の利用可能範囲が拡大されました。申告書の控えはPDF形式で保存できます。

📞 【確定申告書等作成コーナーの操作など】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

問い合わせは電話で

税務署（☎ 22-7640）に電話し、音声案内に従って相談内容に応じた番号を選択してください。

- ▶ 確定申告に関する相談 0番
- ▶ 税金に関する一般的な相談 1番
- ▶ 税金の納付相談・税務署からの送付文書に関する問い合わせ 2番
- ▶ 消費税の軽減税率制度に関する相談 3番
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関する特例猶予の相談 4番

申告会場での新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします